

1 法人情報

(1) 設置者の法人種別・名称並びに主たる事務所の所在地及び連絡先

神奈川県 (〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通 1)

(2) 法人代表者の氏名

黒岩祐治(神奈川県知事)

(3) 研修事業担当者

井上 秀夫 (校長)

2 研修機関情報

(1) 事業所の名称・住所

神奈川県立西部総合職業技術校

〒257-0045 神奈川県秦野市桜町 2-1-3

(2) 学則

神奈川県立西部総合職業技術校校則

(趣 旨)

第 1 条 この校則は、神奈川県立の総合職業技術校に関する条例（昭和 54 年神奈川県条例第 1 号。以下「条例」という。）第 2 条の規定に基づき設置されたこの総合職業技術校（以下「技術校」という。）の運営、技術校への入校手続、技術校に入校を決定された者（以下「技術校生」という。）の心得、その他必要な事項について、神奈川県立の総合職業技術校に関する条例施行規則（昭和 54 年神奈川県規則第 33 号。以下「規則」という。）第 18 条の規定に基づき定めるものとする。

(名 称)

第 2 条 この技術校は、神奈川県立西部総合職業技術校と称し、かなテクカレッジ西部を愛称とする。

(位 置)

第 3 条 この技術校の位置は、神奈川県秦野市桜町二丁目 1 番 3 号とする。

(訓練の種類等)

第 4 条 この技術校の訓練の種類、訓練課程、訓練職系、訓練コース、職業能力開発促進法施行条例施行規則別表第 1 における訓練科、訓練定員及び訓練期間は、別表 1 のとおりとする。

(休業日)

第 5 条 この技術校の休業日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(3) 12 月 27 日から翌年の 1 月 5 日までの日（前号に掲げる日を除く）

(4) 開校記念日 10 月 1 日

(5)夏期休業日 8月10日から同月20日までの間で、技術校の長（以下「校長」という。）

が定める日

(6)春期休業日 3月の修了日の翌日から4月の入校日の前日まで

(7)6月25日から同月30日までの間で、校長が別に定める日

(8)9月25日から同月30日までの間で、校長が別に定める日

(9)その他、校長が別に定める日

2 校長は、職業訓練を行う上で必要があると認めるときは、前項第1号から第9号までに定

める休業日を臨時に変更し、又は休業日に訓練を行うことができる。

(訓練時間)

第6条 訓練時間は、次のとおりとする。

(1)普通課程の普通職業訓練又は短期課程の普通職業訓練で訓練期間が6月以上の訓練（以下「普通課程等の普通職業訓練」という。）

始業 8時50分

終業 16時10分

(水曜日にあつては14時30分)

休憩 12時00分から13時00分

(2)前号に規定する訓練以外の短期課程の普通職業訓練（以下「在職者等訓練」という。）は、校長が別に定める訓練時間とする。

2 校長は、職業訓練を行う上で必要があると認めるときは、訓練時間を臨時に変更することができる。

(訓練内容等)

第7条 普通課程等の普通職業訓練の訓練職系・訓練コースごとの単位数の標準は、別表2のとおりとする。

2 校長は、前項に規定するもののほか、職業訓練を行う上で必要な行事を行うことができる。

3 校長は、職業訓練を行う上で必要があると認めるときは、技術校以外の場所又は施設において訓練を行うことができる。

(入校資格)

第8条 自動車整備コースの訓練対象者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれと同等以上の者とする。

(入校申込)

第9条 技術校へ入校しようとする者は、入校申込書（規則第1号様式）を校長に提出しなければならない。

(入校選考、合格者の決定)

第10条 入校申込書を提出した者（普通課程等の普通職業訓練を受けようとする者に限る。）に対する入校選考及び合格者の決定は、校長が別に定めるところに従い行う。

(入校手続)

第11条 前条の合格者は、校長が指定する期日までに、校長が別に定める書類を提出しなければならない。

(技術校生の心得等)

第 12 条 技術校生は、職業訓練の目的と使命を自覚し、校則その他指示事項を守り、技能の習得と人格の形成に努めなければならない。

2 校長は、技術校生(普通課程等の普通職業訓練を受ける技術校生に限る。以下第 13 条、第 14 条、第 16 条、第 22 条第 2 項及び第 26 条は同じ)に対して、身分証明書(第 1 号様式)を交付する。交付を受けた技術校生は、その身分を明確にするため、常に身分証明書を所持しなければならない。

(誓約書の提出)

第 13 条 技術校生は、入校した日から 7 日以内に誓約書(規則第 3 号様式)を校長に提出しなければならない。

(欠 席)

第 14 条 技術校生は、傷病その他やむを得ない理由により欠席(遅刻又は早退を含む。以下同じ。)するときは、あらかじめ欠席(遅刻・早退)届(第 2 号様式)を校長に提出しなければならない。なお、特別な事情により、あらかじめ欠席(遅刻・早退)届の提出が困難な場合には、事後速やかに提出しなければならない。

2 前項の場合において、引き続き 7 日をこえて欠席するときは、医師の診断書又は欠席する理由を明らかにする書面を添えて校長に提出しなければならない。

(退 校)

第 15 条 技術校生が退校しようとするときは、退校届(規則第 4 号様式)を校長に提出しなければならない。

2 校長は、技術校生が次の各号のいずれかに該当するときは、退校を命ずることができる。

(1)素行不良で改善の見込みがないと認められるとき。

(2)心身の故障又は成績不良で技能習得の見込みがないと認められるとき。

(3)正当な理由がなく、校長が定める時間数以上を欠席したとき。

(4)正当な理由がなく授業料を納付しないとき。

(編 入)

第 16 条 校長は、訓練コースの変更を志望する技術校生に対して、編入が相当と認められる場合は、同一職系内又は他の職系の訓練コースに編入を許可することができる。

2 校長は、他の総合職業技術校への編入を志望する技術校生に対して、特段の事情が認められる場合は、編入先の校長と協議の上、編入を許可することができる。

3 第 1 項及び第 2 項の編入を志望する技術校生は、編入許可申請書(第 3 号様式)を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(修了の認定)

第 17 条 校長は、技術校生の単位修得状況及び出席状況を評価して修了の認定を行う。なお、普通課程等の普通職業訓練を受ける技術校生については、修了時に試験を行い、この試験の成績を含めて修了の認定を行う。

(修了証書等の交付)

第 18 条 校長は、所定の課程を修了したと認めた技術校生に対して、修了証書(第 4 号様式)を交付する。

2 校長は、修了証書の交付にあたって、当該技術校生が受けた訓練の教科の科目及び科

目ごとの訓練時間を記載した科目履修証明書（第 5 号様式）を併せて交付することができる。

（褒賞の授与）

第 19 条 校長は、別に定めるところにより、普通課程等の普通職業訓練を修了した技術校生のうち、成績優秀な者に優秀賞を、技能の習得に努力した者に努力賞を、精励皆勤した者に皆勤賞を、精勤した者に精勤賞をそれぞれ授与する。

（技能照査）

第 20 条 校長は、普通課程の普通職業訓練を受ける技術校生に対して、別に定めるところにより、技能照査を実施する。

（授業料等）

第 21 条 普通課程の普通職業訓練を受けるために技術校に入校を志願する者は、入校検定料を入校申込書を提出する際に納付しなければならない。

2 入校選考に合格した者のうち普通課程の普通職業訓練を受けるために技術校に入校しようとする者は、入校料を入校手続をする際に納付しなければならない。

3 普通課程の普通職業訓練を受ける者（以下「普通課程の技術校生」という。）は、授業料の年額の 1/2 に相当する額を、毎月、校長の指定する期日までに納付しなければならない。

4 短期課程（職業能力開発促進法施行条例（平成 12 年神奈川県条例第 13 号）第 7 条第 1 号に掲げるものを除く。）の普通職業訓練を受ける者（以下「受講生」という。）は、受講料を受講手続をする際に納付しなければならない。

5 普通課程の技術校生であった者が第 25 条に規定する証明書の交付を申請する際には、証明書交付手数料を納付しなければならない。

6 受講生であった者が第 25 条に規定する証明書の交付を申請する際には、証明書交付手数料を納付しなければならない。

7 前各項に規定する入校検定料、入校料、授業料、受講料及び証明書交付手数料（以下「授業料等」という。）の額は、条例別表の定めるところによるものとする。

（入校料及び授業料の免除等）

第 22 条 校長は、特別の理由があると認められるときは、別に定めるところにより、入校料及び授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

2 校長は、技術校生に対し、別に定めるところにより、教科書、被服及び訓練手当を支給することができる。

3 校長は、職業訓練を受ける際災害を受けた技術校生に対し、別に定めるところにより、災害見舞金を支給することができる。

（授業料の納付の特例）

第 23 条 普通課程の中途における他の訓練課程から普通課程への編入の場合には、編入しようとする日の属する月に納付すべき授業料から納付しなければならない。

2 普通課程の中途における普通課程から他の訓練課程への編入又は退校の場合には、編入し、又は退校しようとする日の属する月までに納付すべき授業料は、納付しなければならない。ただし、校長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

（授業料等の不還付）

第 24 条 既に徴収した授業料等は、還付しない。ただし、校長が特に必要があると認めた

ときは、この限りでない。

(証明書)

第 25 条 校長は、技術校生に対して第 2 号を除く次の各号の証明書を、技術校生であった者に対して第 2 号、第 4 号及び第 5 号の証明書を交付することができる。なお、証明書の交付を希望する者は、証明書等交付申請書（第 6 号様式）を校長に提出しなければならない。

- (1) 在校証明書（第 7 号様式）
- (2) 修了証明書（第 8 号様式）
- (3) 修了見込証明書（第 9 号様式）
- (4) 成績証明書（第 10 号様式）
- (5) 単位履修証明書（第 11 号様式）

2 第 12 条第 2 項に規定する身分証明書について、損傷又は紛失等により再交付が必要な者は、身分証明書再交付申請書（第 12 号様式）を校長に提出しなければならない。

(氏名又は住所等の変更)

第 26 条 技術校生は、本人又は保護者の氏名若しくは住所等に変更があったときは、速やかに氏名・住所等変更届（第 13 号様式）を校長に提出しなければならない。

(就職援助)

第 27 条 校長は、技術校生の就職に対し、必要な援助を行う。

(実施細目)

第 28 条 この校則に定めるもののほか、技術校の運営に関し必要な事項については、校長が別に定める。

附 則

この校則は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この校則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年 3 月 31 日に普通課程に在籍する者の修了証書については、改正後の第 18 条第 1 項の規定による第 4 号様式にかかわらず、なお、従前の例による。
- 3 平成 25 年 3 月 31 日以前に普通課程に入校した者の修了証明書については、改正後の第 25 条第 1 項第 2 号の規定による第 8 号様式にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この校則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この校則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この校則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この校則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この校則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この校則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 22 条の規定は令和 2 年 4 月 1 日以後に入校した者から徴収する入校料及び職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号。以下「省令」という。）第 9 条に規定する普通課程の職業訓練を受ける者から徴収する同日以後の期間に係る授業料について適用する。
- 3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

- 1 この校則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 4 年 3 月 31 日に技術校に在籍する者の欠席の扱いについては、改正後の第 14 条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

(3) 研修施設・設備の概要

※ 校の概要のページに掲載

3 研修の概要

(1) 対象者・定員

主に離転職者 30名

(2) 研修受講までのながれ(募集・申し込み)

入校日の約3ヶ月前にハローワークで募集開始

(3) 費用

介護初任者研修課程用テキスト・介護調理用テキスト 合計 8,948円

職業訓練任意保険加入費 4,900円

介護調理用白衣・コックシューズ等 7,600円

(サイズ等により金額は変わります。)

※令和5年3月31日現在

※施設実習がある場合、実習先までの交通費等は自己負担となります。

4 留意事項・特徴・受講生へのメッセージ

本コースでは、6ヶ月の「介護調理コース」として、大量調理技術や嚥下(飲み込み)困難者向けの介護食や、各治療食の調理技術を学びます。本コースの一部が「介護職員初任者研修」に対応しております。

カリキュラムを全て出席し、筆記試験及び技術演習の評価において認定基準を超えている受講者に対し修了証明書を発行します。

5 課程責任者

社会実務課 介護調理コース 加藤 義明

6 研修カリキュラム

(1) 科目ごとのシラバス

1 職務の理解 (6時間)		
指導目標	これからの介護が目指すべき、その人の生活を支える「在宅におけるケア」等の実践について、介護職がどのような環境で、どのような形で、どのような仕事を行うのか、具体的なイメージを持って実感し、以降の研修に実践的に取り組めるようになる。	
項目名	時間数	講義内容及び演習の実施方法
① 多様なサービスの理解	3時間	<講義内容> ・介護職が働くサービス現場にどのようなものがあるか、介護保険サービス(居宅・施設)、とそれ以外(障害者(児)サービス等)について、法的根拠も含め理解する。
② 介護職の仕事内容や働く現場の理解	3時間	<講義内容> ・居宅、いろいろな施設でのそれぞれの仕事内容について講義と視覚教材を用いて理解する。 ・サービス提供についてケアプランからの業務の流れ、チームアプローチ、他職種、介護保険外サービス、地域の社会資源との連携について具体的な例を用いて理解する。

2 介護における尊厳の保持・自立支援（ 9時間）		
指導目標	介護職が、利用者の尊厳のある暮らしを支える専門職であることを自覚し、自立支援、介護予防という介護・福祉サービスを提供するにあたっての基本的視点及びやってはいけない行動例を理解できる。	
項目名	時間数	講義内容及び演習の実施方法
①人権と尊厳を支える介護	4.5 時間	<p><講義内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権と尊厳の保持についての理解、ICF（介護分野における ICF）、QOL、ノーマライゼーション、虐待防止・身体拘束禁止、個人の権利を守る制度の概要（個人情報保護法、成年後見制度、日常生活自立支援事業）について、制度の理解や考え方、具体的な事例を用いた介護の基本的な視点の理解について。 <p><演習></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例を示し、利用者の人権、虐待、身体拘束についてグループで検討・発表し、講師が講評する。
②自立に向けた介護	4.5 時間	<p><講義></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援（自立・自律支援、残存能力の活用、動機と欲求、意欲を高める支援、個別性/個別ケア、重度化防止）・介護予防（介護予防の考え方）について、自立支援・介護予防の考え方や解釈、具体的な事例を通しての理解や介護職としてのケアについて理解する。 <p><演習内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例を示し、自立支援、介護予防の考え方に基づいたケアについてグループで検討し、発表。講師が講評する。
3 介護の基本（ 6時間）		
指導目標	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職に求められる専門性と職業倫理の必要性に気づき、職務におけるリスクとその対応策のうち重要なものを理解する。 ・介護を必要としている人の個別性を理解し、その人の生活を支えるという視点から支援を捉えることができる。 	
項目名	時間数	講義内容及び演習の実施方法
①介護職の役割、専門性と多職種との連携	1.5 時間	<p><講義></p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護環境の特徴の理解、介護の専門性、介護に関わる職種についてそれぞれの専門性の違いや連携による効果的なサービスの提供等について具体的な事例も示しながら理解する。
③ 介護職の職業倫理	1.5 時間	<p><講義></p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門職の倫理の意義についての理解。介護の倫理（介護福祉士の倫理と介護福祉士制度等）の理解及び事例を示しての確認、介護職としての社会的責任の理解、プライバシーの保護・尊重について具体的な事例を用い、理解する。 <p><演習></p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な事例を用い、職業倫理やプライバシーの尊重についてグループ討議し、講師が講評する。
③介護における安全の確保とリスクマネジメント	1.5 時間	<p><講義></p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護における安全の確保について、事故に結びつく要因を探り対応していく技術を理解する。 ・リスクとハザードの理解、事故防止、安全対策としてのリスクマネジメント、分析の手法と視点、事故に至った経緯の報告（家族への報告、市町村への報告等）、情報の共有について具体的な事例を用いて理解する。 ・感染症について、感染の原因と経路（感染源の排除、感染経路の遮断）、感染に対する正しい知識を理解する。 <p><演習></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例を用い、グループでリスクとハザード、対策等を討議し、講師が講評する。

④介護職の安全	1.5 時間	<講義> ・介護職員の自分自身の心身の健康管理の重要性とその方法について、事例を用いて理解する。 ・感染症対策について事例を用いて理解する。 <演習> ・事例を用い、感染症についてグループで討議し、講師が講評する。
4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携（ 9 時間）		
指導目標	介護保険制度や障害者自立支援制度の目的、サービス利用の流れ、各専門職の役割・責務について、その概要のポイントが理解できる。	
項目名	時間数	講義内容及び演習の実施方法
①介護保険制度	4.5 時間	<講義> ・介護保険制度創設の背景及び目的、動向、仕組みの(制度や給付の種類、要介護認定手順等)の基礎的な理解、制度を支える財源、組織・団体の機能と役割について理解する。
②医療との連携とリハビリテーション	1.5 時間	<講義> ・医療行為と介護、訪問看護、施設における看護と介護の役割・連携、リハビリテーションの理念について、具体的な事例を用いて理解する。 <演習> ・具体的な事例を用い、グループで討議し各職の連携について討議し、講師が講評する。
③障害福祉制度およびその他制度	3 時間	<講義> ・障害者福祉制度の理念（障害の概念、ICF、障害者自立支援制度の仕組みの基礎的理解（介護給付・訓練等給付の申請から支給決定まで）、個人の権利を守る制度の概要（個人情報保護法、成年後見制度、日常生活自立支援事業）について事例を含め、理解する。 <演習> ・具体的な事例についてグループで討議し、講師が講評する。
5 介護におけるコミュニケーション技術（ 6 時間）		
指導目標	高齢者や障害者のコミュニケーション能力は一人ひとり異なること、その違いを認識してコミュニケーションを取ることが求められていることを認識し、介護職としての取るべき・取るべきでない行動例を理解する。	
項目名	時間数	講義内容及び演習の実施方法
①介護におけるコミュニケーション	3 時間	<講義> ・介護におけるコミュニケーションの意義、目的、役割、コミュニケーション技法、非言語のコミュニケーションの特徴、利用者・家族とのコミュニケーションの実際、利用者の状況・状態に応じたコミュニケーション技術の実際について理解する。 <演習> ・事例を示し、配慮、傾聴、共感等について相互演習
②介護におけるチームのコミュニケーション	3 時間	<講義> ・記録における情報の共有化、記録の意義・目的・利用者の状態を踏まえた観察と記録の取り方について理解する。 ・介護に関する記録の種類、個別援助計画書（訪問、通所、入所、福祉用具貸与等）について理解する。 ・ヒヤリハット報告書等について理解し、書き方を習得する。 ・5W1H、報告、連絡、相談の留意点について理解する。 ・コミュニケーションを促す環境、会議、情報共有の場、役割の認識の場（利用者と頻回に接触する介護者に求められる観察眼）、ケアカンファレンスの重要性について理解する。 <演習> ・事例を示し記録をとり、講師が講評する。 ・事例を示し、報告、連絡、相談等を相互で行い、講評する。

6 老化の理解 (6 時間)		
指導目標	加齢・老化に伴う心身の変化や疾病について、生理的な側面から理解することの重要性に気づき、自らが継続的に学習すべき事項を理解する。	
項目名	時間数	講義内容及び演習の実施方法
①老化に伴うこころとからだの変化と日常	3 時間	<p><講義></p> <ul style="list-style-type: none"> ・老年期の発達と老化に伴う心身の変化の特徴（防衛反応（反射）の変化、喪失体験）、老化に伴う心身の機能の変化と日常生活への影響（咀嚼機能の低下、筋・骨・関節の変化、体温維持機能の変化、精神的機能の変化と日常生活への影響）について視覚媒体(ビデオ)や具体的な事例を用いて理解する。 <p><演習></p> <ul style="list-style-type: none"> ・相互演習
②高齢者と健康	3 時間	<p><講義></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の疾病と生活上の留意点（骨折、筋力の低下と動き・姿勢の変化、関節痛）、高齢者に多い病気とその日常生活上の留意点（循環器障害（脳梗塞、脳出血、虚血性心疾患）、循環器障害の危険因子と対策、老年期うつ病症状、うつ病性仮性認知症、誤嚥性肺炎、等について理解する。 ・症状の小さなうちに変化に気付く視点、高齢者の感染症罹患への状況や注意点等について事例を用いて理解する。
7 認知症の理解(6 時間)		
指導目標	介護において認知症を理解することの必要性に気づき、認知症の利用者を介護する時の判断の基準となる原則を理解している。	
項目名	時間数	講義内容及び演習の実施方法
① 認知症を取り巻く状況	1.5 時間	<p><講義></p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症ケアの理念（パーソンセンタードケア、認知症ケアの視点（できることに着目する））について理解する。
②医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理	1.5 時間	<p><講義></p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症の概念、認知症の原因疾患とその病態、原因疾患別ケアのポイントについて理解する。 ・健康管理（認知症の定義、もの忘れとの違い、せん妄の症状、健康管理（脱水・便秘・低栄養・低運動の防止、口腔ケア）、治療、薬物療法、認知症に使用される薬）等について理解する
③認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活	1.5 時間	<p><講義></p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症の人の生活障害、心理、行動の特徴（認知症の中核症状、認知症の行動・心理症状（BPSD）、不適切なケア、生活環境での改善）について理解する。 ・認知症の利用者への対応について理解する。 <p><演習></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例を示し、認知症の利用者への適切なケアについて全員で討議し、講師が講評する。
④家族への支援	1.5 時間	<p><講義></p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症の受容過程での援助について、具体的な事例を用いて理解する。 ・介護負担の軽減（レスパイトケア）について理解する。
8 障害の理解(3 時間)		
指導目標	障害の概念 I C F、障害福祉の基本的な考え方について理解し、介護における基本的な考え方について理解している。	
項目名	時間数	講義内容及び演習の実施方法
①障害の基礎的理解	1 時間	<p><講義></p> <p>障害の概念と ICF（ICF の分類と医学的分類、ICF の考え方）、障害福祉の基本理念（ノーマライゼーションの概念）について理解する。</p>

②障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎知識理解	1 時間	<講義> ・身体障害、知的障害、精神障害(高次脳機能障害・発達障害を含む)、その他の心身の機能障害についての内容、特徴及び介護における基本的な考え方について具体的な事例を用いて理解する。 <演習> ・事例を用い、心理状態やかかわり支援等についてグループで討議し、講師が講評する。
③家族の心理、かかわり支援の理解	1 時間	<講義> ・家族への支援(障害の理解・障害の受容支援・介護負担の軽減)等について具体的な事例も用いて理解する。 <演習> ・事例を用い、家族の心理やかかわり支援についてグループで討議し、講師が講評する。

9 こころとからだのしくみと生活支援技術 (75 時間)

指導目標	・介護技術の根拠となる人体の構造や機能に関する知識を習得し、安全な介護サービスの提供方法等を理解し、基礎的な一部または全介助等の介護が実施できる。 ・尊厳を保持し、その人の自立及び自律を尊重し、持てる力を発揮してもらいながらその人の在宅・地域等での生活を支える介護技術や知識を習得する。
------	--

基本知識の学習	項目名	時間数	講義内容及び演習の実施方法
	①介護の基本的な考え方	4.5 時間	<講義> ・理論に基づく介護(ICFの視点に基づく生活支援、我流介護の排除)、法的根拠に基づく介護について例を用いて理解する。 <演習> ・事例を示し介護の基本的な考え方に基づいた利用者支援についてグループ討議、発表し、講師が講評する。
	②介護に関するこころのしくみの基礎的理解	3 時間	<講義> ・学習と記憶の基礎知識、感情と意欲の基礎知識、自己概念と生きがい、老化や障害を受け入れる適応行動とその阻害要因、こころの持ち方が行動に与える影響、からだの状態がこころに与える影響について、例を用いて理解する。 <演習> ・事例を示し、こころのしくみを理解したケア(幸福感や生きがい、障害や老化の受容、適応、生活支援等)についてグループで討議、発表し講師が講評する。
③介護に関するからだのしくみの基礎的理解	4.5 時間	<講義> ・人体の各部の名称と動きに関する基礎知識、骨・関節・筋に関する基礎知識について理解する。 ・ボディメカニクスやその活用について理解する。 ・中枢神経系と体性神経に関する基礎知識、自律神経と内部器官に関する基礎知識について理解する。 ・こころとからだを一体的に捉える、利用者の様子と普段との違いに気づく視点について事例を用いながら理解する。	
生活支援技術の講義・演習	④生活と家事	3 時間	<講義> 家事と生活の理解、家事援助に関する基礎的知識と生活支援(生活暦、自立支援、予防的な対応、主体性・能動性を引き出す、多様な生活習慣、価値観)について理解する。 <演習> ・ベッドメイキングの演習等(シーツ等のたたみ方を含む) ・清掃、清掃支援について演習。
	⑤快適な居住環境整備と介護	3 時間	<講義> ・快適な居住環境に関する基礎知識、高齢者・障害者特有の居住環境整備について理解する。 ・福祉用具に関する留意点と支援方法(家庭内に多い事故、バリアフリー、住宅改修、福祉用具貸与)について理解する。 <演習> ・福祉用具を実際に使用、福祉用具を使用した際の支援の仕方

<p>⑥整容に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護</p>	<p>6 時間</p>	<p><講義></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 整容に関する基礎知識について理解する。 ・ 整容の支援技術（身体状況に合わせた衣服の選択、着脱、身じたく、整容行動、洗面、口腔ケアの意義・効果）について理解する。 <p><演習></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 衣類の着脱、着脱支援について相互演習。（まひや拘縮がある場所をかえて上着・ズボンの着脱を座位とベッド上で行う。ベッド上での浴衣の交換） ・ 洗顔、ケリーパッドを用いた洗髪・整髪、口腔ケアについて相互演習。
<p>⑦移動・移乗に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護</p>	<p>6 時間</p>	<p><講義></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移動・移乗に関する基礎知識について理解する。 ・ 色々な移動・移乗に関する用具とその活用方法、利用者、介助者にとって負担の少ない支援方法について理解する。 ・ 移動と社会参加の留意点と支援について理解する。 ・ 移動介助（車いす・歩行器・つえ等）について理解する。 ・ 褥瘡予防について理解する。 <p><演習></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 体位変換について相互演習（水平移動、上方向、仰臥位から側臥位、端坐位、立位等） ・ 軽度者、重度者の車椅子介助について相互演習。（移乗、移動含む） ・ 歩行介助について相互演習。（杖有り、杖無しの段差、階段） ・ 視覚障害者の歩行介助について相互演習。
<p>⑧食事に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護</p>	<p>3 時間</p>	<p><講義></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食事に関する基礎知識について理解する。 ・ 食事環境の整備・食事に関連した用具・食器の活用方法と食事形態とからだのしくみ、楽しい食事を阻害するところとからだの要因の理解と支援方法について理解する。 ・ 食事と社会参加の留意点と支援（食事をする意味、食事のケアに対する介護者の意識、低栄養の弊害、脱水の弊害、食事と姿勢、咀嚼・嚥下のメカニズム、空腹感、満腹感、好み、食事の環境整備（時間・場所等）、食事に関した福祉用具の活用と介助方法について理解する。 <p><演習></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食事介助について相互演習。
<p>⑨入浴、清潔保持に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護</p>	<p>6 時間</p>	<p><講義></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入浴、清潔保持に関連した基礎知識について理解する。 ・ さまざまな入浴用具と整容用具の活用方法、楽しい入浴を阻害するところとからだの要因の理解と支援方法について理解する。 ・ 全身清拭（身体状況の確認、室内環境の調整、使用物品の準備と使用方法、全身の拭き方、身体の支え方）について理解する。 ・ 目・鼻腔・耳・爪の清潔方法について理解する。 ・ 陰部清浄（臥床状態での方法）、足浴・手浴・洗髪について理解する。 <p><演習></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全身清拭、陰部洗浄を相互演習。 ・ 入浴介助について演習。 ・ 特浴の使用方法を演習。 ・ 手浴、足浴（座位）を相互演習。
<p>⑩排泄に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護</p>	<p>6 時間</p>	<p><講義内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 排泄に関する基礎知識について理解する。 ・ さまざまな排泄環境整備と排泄用具の活用方法について理解する。 ・ 爽快な排泄を阻害するところとからだの要因理解と支援方法（身体面・生理面・心理面・社会的な意味、プライド・羞恥心、プライバシーの確保、おむつ）について理解する。 ・ 排泄障害が日常生活上に及ぼす影響、排泄ケアを受けることで生じる心理的な負担・尊厳や生きる意欲との関連について理解する。 ・ 一部介助を要する利用者のトイレ介助の具体的方法について理解する。便秘の予防（水分の摂取量保持、食事内容の工夫/繊維質の食物を多く取り入れる、腹部マッサージ）について理解する。 <p><演習内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ トイレでの排泄介助について相互演習。 ・ ポータブルトイレでの排泄介助について相互演習。 ・ ベッド上でのおむつ交換演習。

	⑪睡眠に関するところとからだのしくみと自立に向けた介護	3時間	<p><講義></p> <ul style="list-style-type: none"> 睡眠に関する基礎知識について理解する。 さまざまな睡眠環境と用具の活用方法、快い睡眠を阻害するところとからだの要因の理解と支援方法（安眠のための介護の工夫、環境整備（温度や湿度、光、音、よく眠るための寝室）、安楽な姿勢・褥瘡予防）について理解する。 <p><演習></p> <ul style="list-style-type: none"> 安楽な体位の保持について相互演習。（仰臥位、側臥位、半坐位、長坐位等） ベッド上の足浴について相互演習
	⑫死にゆく人に関するところとからだのしくみと終末期介護	3時間	<p><講義></p> <ul style="list-style-type: none"> 終末期に関する基礎知識とところとからだのしくみについて、生から死への過程、「死」に向き合うところについて理解する。 苦痛の少ない死への支援（終末期ケアとは、高齢者の死に至る過程（高齢者の自然死（老衰）、癌死）について理解する。 臨終が近づいたときの兆候と介護、介護従事者の基本的態度、他職種間の情報共有の必要性）について事例を用いて理解する。
生活支援技術演習	⑬介護過程の基礎的理解	4.5時間	<p><講義></p> <ul style="list-style-type: none"> 介護事例を通して介護過程の目的・意義・展開、介護過程とチームアプローチについて理解する。 <p><演習></p> <ul style="list-style-type: none"> 事例を用いてグループで介護計画（個別援助計画）を立案、発表し講師が評価、講評する。
	⑭総合生活支援技術演習	7.5時間	<p><講義></p> <p>生活の各場面での介護について、利用者を想定し、一連の生活支援を提供する流れの理解と技術の習得、利用者の心身の状況にあわせた介護を提供する視点の習得する。</p> <p><演習></p> <ul style="list-style-type: none"> 生活の各場面での介護について事例を提示し、実際に演習を行い、ところとからだの力が発揮できない要因の分析をし、適切な支援技術の演習を行い、課題の整理、まとめ、留意点等を整理する。
施設実習		12時間	<p>施設実習</p> <ul style="list-style-type: none"> 今期は施設実習を実施しません。 代替として、実技まとめ①、②を実施します。
10 振り返り（6時間）			
指導目標		研修全体を振り返り、研修を通じて学んだことについて再確認を行うとともに、終業後も継続して学習・研鑽する姿勢の形成、学習課題の認識をはかる。	
項目名		時間数	講義内容及び演習の実施方法
① 振り返り		4.5時間	<p><講義内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 研修を通じて学んだことを振り返り、今後継続して学ぶべきことの必要性とその内容について理解する。 根拠に基づく介護についての要点（利用者の状態像に応じた介護と介護過程、身体・心理・社会面を総合的に理解するための知識の重要性、チームアプローチの重要性等）について再度確認する。 <p><演習></p> <ul style="list-style-type: none"> 各自での研修を通しての振り返りと今後についての検討。
② 就業への備えと研修修了後における継続的な研修		1.5時間	<ul style="list-style-type: none"> 継続的に学ぶべきこと、研修終了後における継続的な研修について、具体的にイメージできるような事業所等における事例（Off-JT、OJT）を紹介する。

(2) 科目別担当講師(氏名・略歴・現職・資格)

9 ころとからだのしくみと生活支援技術(実技)については、主担当の講師のみ記載。

科目番号/科目名 項目番号/項目名	講師名	現職 資格等
1 職務の理解 ①多様なサービスの理解 ②介護職の仕事内容や働く現場の理解 3 介護の基本 ①介護職の役割、専門性と多職種との連携 ②介護職の職業倫理	山本 玲子	オギクボ薬局介護支援センター 介護支援専門員、社会福祉士
2 介護における尊厳の保持・自立支援 ①人権と尊厳を支える介護 ②自立に向けた介護 3 介護の基本 ② 介護における安全の確保とリスクマネジメント ④ 介護職の安全 施設実習代替 実技まとめ① 施設実習代替 実技まとめ②	佐藤 辰也	有限会社友グループハウスやまぼうし 介護福祉士
5 介護におけるコミュニケーション技術 ① 介護におけるコミュニケーション ② 介護におけるチームのコミュニケーション 9 ころとからだのしくみと生活支援技術 ⑩睡眠に関連したころとからだのしくみと自立に向けた介護 10 振り返り ①振り返り ②就業への備えと研修修了後における継続的な研修	安倍 有輝	社会福祉法人小田原福祉会法人事務局 人材育成センター 介護福祉士
4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携 ① 介護保険制度 ②医療との連携とリハビリテーション	根本 容	社会福祉法人近代老人福祉協会 介護老人福祉施設ニューバード 介護支援専門員
4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携 ③障害福祉制度及びその他制度 8 障害の理解 ①障害の基礎的理解 ②障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎知識 ③家族の心理、かかわり支援の理解	柏木 忠祐	社会福祉法人伊勢原市手をつなぐ育成会指定特定相談支援事業所ドリーム 社会福祉士
6 老化の理解 ①老化に伴うころとからだの変化と日常 ② 高齢者と健康	朝倉 治郎	株式会社まこじろう福祉事務所 介護福祉士
9 ころとからだのしくみと生活支援技術 ④生活と家事 ⑤ 快適な居住環境整備と介護 ⑥整容に関連したころとからだのしくみと自立に向けた介護	遠藤 奈由巳	NPO 法人ぽっかぽか・ヘルパーステーションぽっかぽか 介護福祉士

科目番号／科目名 項目番号／項目名	講師名	現職 資格等
7 認知症の理解 ①認知症を取り巻く状況 ②医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理 ③ 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活 ④ 家族への支援 9 こころとからだのしくみと生活支援技術 ⑫死にゆく人に関するこころとからだのしくみと終末期介護	早川 美智子	看護師 職業訓練指導員
9 こころとからだのしくみと生活支援技術 ②介護に関するこころのしくみの基礎的理解 ③介護に関するからだのしくみの基礎的理解	利根川 都子	看護師
9 こころとからだのしくみと生活支援技術 ⑦移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ⑬介護過程の基礎的理解	佐藤 美保	オギクボ薬局介護支援センター 介護福祉士
9 こころとからだのしくみと生活支援技術 ⑨入浴、清潔保持に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ⑩排泄に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ⑭総合生活支援技術演習	齋藤 香織	湘南医療福祉専門学校 介護福祉士
9 こころとからだのしくみと生活支援技術 ⑧食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	近藤 真由美	秦野伊勢原医師会 在宅ケアセンター 管理栄養士

7 実績情報

(1) 過去の研修実績

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年
実施回数	2回	2回	2回	2回	2回	2回	2回
延べ参加人数	52人	50人	45人	44人	38人	33人	20人

8 連絡先等

研修申し込み先 ハローワーク経由で西部総合職業技術校

研修資料請求先 西部総合職業技術校

事業所苦情対応者 役職・氏名・連絡先

副校長 剣持 道子

当該研修の苦情対応者 役職・氏名・連絡先

社会実務課長 橋本 勝徳

連絡先

〒257-0045 秦野市桜町 2-1-3

電話 0463-80-3007